

答 申

諮問第43号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、「和歌山県職員がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがらを、1メートルを超える盛土として宅地造成等規制法違反として行政指導を行った前例」の公文書を保有（作成又は取得）していないとして非開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成17年6月9日付けで「和歌山県職員がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがらを、1メートルを超える盛土として宅地造成等規制法違反として行政指導を行った前例」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、「公文書を作成又は取得していない」ことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い平成17年6月28日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成17年6月30日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「開示請求を行った情報の開示を求める」というものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述を行わなかった。

- (1) 和歌山県東牟婁郡 において、公文書開示請求書に記載した行政指導がなされていることは、先般開示請求に基づき開示された公文書からも明らかである。
- (2) 「和歌山県東牟婁郡 においても盛土がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがらによるものと特定していない」との実施機関の主張は、意見書に添付している現場写真等の資料からすると、現段階においては虚偽であり「特定していない。」ではなく「特定する意志がない。」と思われる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 盛土がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがらによるものと特定して宅地造成等規制法違反の行政指導を行った前例については、公文書として保有していない。
- 2 異議申立人は、和歌山県東牟婁郡 において公文書開示請求書記載の行政指導がなされたと主張しているが、実施機関としては、当現場において盛土がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがらによるものとは確定しておらず、行政指導に係る公文書にも盛土の材料について確定した記載はない。
- 3 なお、宅地造成等規制法においては、盛土の定義として、その材料が規定されているものではない。盛土の高さが1メートルをこえ、かつ角度が30度をこえるがけを生じさせることとなる宅地造成工事であれば許可が必要となるものであり、盛土の材料が

「コンクリートがら」であるか否かにより許可の要否を判断するものではないため、盛土が「コンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがら」であると確定して行政指導を行った事例はなく、また行政指導に関する公文書にも盛土の材料を記載する必要はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

本件では、開示請求対象公文書の特定（以下「公文書の特定」という。）にあたって、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）違反の行政指導に関し、1メートルをこえる盛土が「コンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートがら」である事例に係る公文書の有無について実施機関と異議申立人の間で見解の相違があるため、実施機関は、「公文書を作成又は取得していない」として、非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の特定の適否について審査する。

- (1) 宅造法第8条では「宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、同条の「宅地造成」については、同法第2条第2号で「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。」と規定されている。そして、宅造法第2条第2号の「土地の形質の変更」については、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第15号）第3条第1号から第4号に規定されており、盛土に関しては同条

第2号に「盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルをこえるがけを生ずることとなるもの」と規定されている。

- (2) 実施機関は、宅造法第8条に基づく許可を受けずに宅地造成工事規制区域内において宅地造成工事が行われている疑いがあると認められる場合、その確認のため及び違反があった場合、その是正ための行政指導を行っている。

そして、上記(1)に記載しているように、宅地造成工事における盛土に関して行政指導を行う場合、実施機関の主張するように盛土の材料が何であるかという事項の確定は指導を行うために必要ではないと認められる。

- (3) 公文書開示請求書に開示請求者の主観的判断についての記載があり、実施機関と開示請求者の間で当該判断に関して見解の相違がある場合、情報公開制度目的からすると当該主観的判断に係る記載がないものとして対象公文書を広く特定すべきである。

しかしながら、本件の場合、1メートルをこえる盛土の材料がコンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートからであるか否かという客観的事実に関する記載であり、開示請求者の主観的判断についての記載とは性質を異にするものである。

そして、上記(1)及び(2)に記載したように盛土の材料については、宅造法違反に係る行政指導を行う上で確定する必要のない事項であると認められ、盛土が「コンクリート造建造物の解体後に出たコンクリートから」とであると確定して行政指導を行った事例はないとの実施機関の主張は是認できる。このことからすると、実施機関が本件開示請求にかかる公文書を作成又は取得していないとした判断は、合理的な根拠があったと認められる。

- (4) なお、異議申立人は、実施機関が宅造法違反の疑いがあるとして行政指導している和歌山県東牟婁郡

の工事場所（以下「本件工事場所」という。）において公文書開示請求書記載のような盛土が行われていることを証明するため、当審査会あてに本件工事場所の写真や請負業者の陳述書等を提出している。

しかしながら、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関の公文書開示決定等に対する不服申立てについて調査審議する機関（実施機関が保有する公文書について、開示又は非開示が条例に基づき適切に行われているかを調査審議する機関）であり、本件工事場所において公文書開示請求書記載の盛土が行われているか否かを確定する機関ではない。

- 2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成17年7月7日	諮問（実施機関）
平成17年7月26日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年8月8日	異議申立人からの意見書を受理
平成17年8月17日	審議
平成17年9月30日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成17年10月14日	審議

平成17年 11月 2日	審議
平成17年 11月15日	審議